

北広島町農業委員会第 33 回総会議事録

- 事務局 (第 33 回北広島町農業委員会総会開会宣言)
- 会長 (開会あいさつ)
- 事務局長 (報告) 事後
- 会長 それでは、本日の議事録署名者を指名します。番号 13 番、15 番をお願いします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議長 農地法第 3 条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和 8 年 3 月 19 日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。
番号 1 番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 2 番 3 月 8 日●●委員と●●推進委員とともに現地にて現地調査を行いました。
また 3 月 9 日に譲受人と現地にて面談を行いました。
主には事務局からの報告の通りですが、譲渡人は現在町外に住所があり、こちらには住んでおりません。
数年前からこの農地をこの譲受人に作業委託という形で耕作をしてもらっている次第です。
農地ですが、現況地番図の番号で説明させていただきます。
地図の方をご覧くださいまして①、②、⑪、⑫を現在の譲受人が耕作をしている状態となります。
その他の土地については、維持管理の状態であります。
地図で言いまして⑤、⑥、⑧については耕うんをしてあります。
今後については、今耕作をしている分につきましては、これからも作る意欲があり農業機械や労働力があります。
それから⑤、⑥、⑧につきましては自家菜園という形でさつまいもを植えて、飼料用に使うさつまいもで、近くに売ろうと思われているみたいで今話を進められております。
あと細かいところで⑩、⑨については維持管理という形になります。
離れたところに④という三角形のような田があるんですが、これはかなり湿地でありまして私たちも農地パトロールで見えていましたが、ほぼ B 判定に近いのですが、水路を一旦直して管理してきたんですが、どうなるかわからないので、場合によっては維持管理になるかなという話をしております。
譲受人になんですが、機械と労力もお父さんもおられますし、週末ごとにこちらに帰って農作業しているところを私も見ておりますので、労働力、技術的にも問題ないと思われま

以上のことから農地法第3条第2項に該当しないため、許可相当と思われます。
ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 はい。ありがとうございます。
それでは番号1番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願ひいたします。
ございませんか。
それでは質疑を打ち切り採決いたします。
申請のとおり、許可してもよいと思われる方は挙手をお願ひいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。
番号2番及び3番について事務局より説明をお願ひします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願ひします。

4番 まず2番案件から説明をしたいと思ひます。
3月10日に私と15番委員、●●推進委員と現地を確認しました。
農地がたくさんあり、いきなり行ってもなかなか確認できない農地もあるのではないかと
思い事前に農業法人の代表に現地を案内してもらひ詳しい話を聞きました。
また譲受人と電話連絡をしております。
農地全て畑以外は地元の法人、●●が米を作っておられます。
それ以外畑と米ができないところについては地元の女性グループでお茶を作ったり、
イチジクやぶどうを作られ現在に至っておられます。
所有者の長女は島根県へ嫁いでいかれて、今回譲受人はまだ若いのですが、大学の
時にワイン醸造の勉強をされて、現在は仕事をしながら三次ワイナリーに行つて醸
造の勉強を継続しつつ現在に至っている状況です。
本人は住む家と農地を探しておられたところ、空き家バンクを利用して今回の申請
に至つたわけでございます。
●●法人の代表の話では、この許可が出たら、田はそのまま法人の所属員となり法人
へ耕作していただく。
畑については、自分で今からブドウを植えて、2,3年後を目指してワインの方も本格的
にやっていきたいと言つておられます。
それでブドウを植えたりする作業も地元の法人の方が本人が忙しい時には手伝つて
あげるといふような話を聞いております。
以上のことから2番については、農地法第3条第2項には該当しないため許可相当
と考えます。
3番案件ですが、譲受人は同じ人ですが、持ち主は2番案件譲渡人のお母さんです。
これが3筆ございます。これは全部法人が作っておられるので引き続き耕作され、
一部755-1はブドウを作りたいと言つておられました。
これも農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件を満たしていると考え
ます。
ご審議をよろしくお願ひいたします

議長 ありがとうございます。

それでは番号2番3番について質疑に入りますけれども、まず2番について質疑に入ります。
ご質問ご意見ございますでしょうか。

13 番 譲渡人が2.2haの土地をお持ちだと思いますが、そのうちの1.6haを譲り渡して、あと残りの5反はどういう取扱いがされるんですか

事務局 残りの筆につきましては、今回3条申請で全て出される予定でしたが、建物が建っていたり、非農地化が進んでいるということで今回は見送らせていただき、扱いが確定次第、来月以降の審議に諮るよう準備しておられるところであります。

議長 2番についてはよろしいでしょうか
それでは3番について質疑に入ります
ご質問ご意見をお願いいたします
ありませんか。
それでは個別で採決していきます。
番号2番について、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。従って、申請どおり許可することに決定しました。
続いて番号3番について、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 はい。挙手全員です。従って、申請のとおり、許可することに決定いたしました。
番号4番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

7 番 3月12日に現地に行きまして本人さんと会って話をさせていただきました。
今後も田ではなく畑として使いたいということでございました
現地を見ても田ではなく畑として使われておりました
それで機械のことを聞いたのですが、管理機は持っており草刈り機もあるということで問題ないかなということでありました。
周辺の農地に関することも影響がないということで、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可相当と考えます。
以上です検討をよろしくをお願いします。

議長 はい。ありがとうございました。
それでは番号4番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
ございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
従って申請の通り許可することに決定いたしました。
番号5番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

9番 3月13日に●●進委員とともに現地確認をさせていただきました。
事前に今回の申請代理人の行政書士の●●様に事前に電話連絡をさせていただいて、状況、経緯等々を確認させていただきました。
耕作については農事法人の●●さんの方で作業委託という形であくまでも経営権はこちらの●●さんが持った上で作業委託という形を取るということで機械等の問題ないということと地域の営農に関しても影響ないということで農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件を認めていると思います。
ご審議のほどよろしく申し上げます

議長 はい。ありがとうございました。
それでは番号5番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
ございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請の通り許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
従って申請の通り許可することに決定いたしました。
番号6番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

9番 5番案件と同様ですが、3月13日に●●推進委員とともに現地確認をさせていただきました。
こちら申請代理人の行政書士の●●様の方に事前に電話で確認をさせていただきまして現在のようにこういう畑作をされておりまして全然問題ないということでした。
ということで農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思います。
ご審議のほどよろしくをお願いいたします

議長 はい。ありがとうございます
それでは番号6番について質疑に入ります
ご質問ご意見をお願いします。

- 13 番 交換とあるが、農地じゃない宅地とか山林と交換するのか。
- 事務局 5条の案件に係る申請地との交換となり、後ほど説明させてもらう。
- 議長 他にご質問がありましたか。
それでは質疑を打ち切って採決します。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委員 (挙手全員)
- 議長 挙手全員です。
従って申請の通り許可することに決定いたしました。
番号7番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 16 番 3月13日、●●委員、●●推進委員と現地にて調査をさせていただきました。
先ほど事務局からありましたけれども、14ページの図面と道路側より向こうを映していただいておりますモニターの現場写真ですが、実際行って見てこの線が引いてはある通りの農地かは、現状で確認はできにくい農地であったかなど。
この周辺につきましては、1月20日の3条案件でご審議いただいたものでございますけれども農地法第3条第2項各号該当しないと思われまますので許可相当と思われまますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。
- 議長 はい。ありがとうございます。
それでは番号7番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
- 13 番 この現況地番図14ページですが、今回の申請時点で1月30日の案件で許可となり、所有権移転は完了しているのですよね。
この譲渡人名義で記載されている真中にある土地は、もう譲受人の土地になっているのではないですか。周辺所有者の記載も更新してもらいたい。
- 事務局 現況地番図はGISから抽出しておりまして手入力で修正は可能なのですが、今回の現況地番図の加工・修正まではしていない。
- 13 番 そうした方がいい。
- 事務局 今後、確認の上で更新可能であれば対応する。
- 議長 他にございませんか。
- 6 番 今回の申請地の現況地目は道路ですか。

- 事務局 この画面写真が正面から撮影したのもですが、隣地の農地を含めた畑が写っております。ですから14ページの公図では分かれています、境界も一体となっております。目視での判別は難しい。
段差のない一体的な農地として、おそらく前々の所有者の代からそういう状態のよう
で、本来であれば合筆をすべきところだったと思われませんが、現在まで合筆されない
ままの状況で、このまま所有権移転されたいということです。
- 2 番 私が以前に関わりがあって、申請地周辺の草刈りに行っていたことがあるので現地
の状況を説明しますと、地図で見てもらえば途中つきあたりの番地付近は、残土が
入っていて、道路みたいにはなっておりました。
そこでトラクターが奥まで入れるように整備をしていたところになります。
ぐると回りまして昔の林道みたいな形だったのでそこまでしか私は刈りには行か
れなかったんですが、ここの幅と●●さんのところから真っ直ぐの側は農道ではな
いもののトラクターが入れるくらいの道として整備されていたので、それを私が刈
りに行っておりました。その際にはここは畑だと聞いておりました。実際に普通乗
用車で入ることはできません。トラクターなどの農業機械でないと、とても入れる
状態ではありません。
- 議 長 他にご質問がありましたか。
それでは質疑を打ち切って採決します。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。
従って申請の通り許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議 長 農地法第4条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和8
年3月19日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。
番号8番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 15 番 3月16日、10番委員、●●進委員と現地確認を行いました。
この農地は作付けされておらず保全管理の状況です。
申請人は林業をされており、摘要欄にあるとおり体験スペースとして活用するため
申請をされております。
隣接する農地への影響は全くないと思います。
審議をよろしくをお願いします。
- 議 長 はい。ありがとうございました。

それでは番号8番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いします。
ございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
従って申請の通り許可することに決定いたしました。
番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 担当委員より補足説明をお願いします。

7番 3月12日、私、8番委員、●●推進委員と3名で行きまして、現地へ行きました。
業者の方に電話をして、進入路がわからず聞きました。
右側の向こうが進入路になる予定だと話を聞いたんですが、今日この駐車場で、耕作しようとしている人が、手前に道路を作りたいと言われたので、今から業者の人と確認しますということでありました。
現状にて通路もあるし別に何の問題もないとは思いますが。
審議のことをよろしくをお願いします。

議長 はい。ありがとうございました
それでは番号9番について質疑に入ります
ご質問ご意見をお願いいたします

5番 1330-1がアパート敷地かと思いますが、申請地の隣地1330-3は農地なのか。

事務局 ご指摘いただいた通り、1330-3について情報提供いただきまして、現地を確認しましたら、1330-3は全部コンクリート張りしてある状況でした。
申請者に聴取したところ、当時の所有者が当初、隣地のアパート駐車場がなかった頃に、即日埋めて臨時の駐車場として使っていたらしいということでございます。
現在は全面コンクリート張りで電柱が立っております。
こちらから現所有者に確認とりましたら、当時の経緯は分からないが、違反転用の状態であることは認識したので、改めて追認で是正させてくださいとの回答をいただいております。今回の申請地とは一体化しないということで、1330-3は後日改めて追認申請を行う意向があることを確認しております。

議長 他にございますでしょうか。
隣接したこちらの道路から進入しないと入れないということですね。

事務局 そうです。隣地の駐車場は鉄網がありますので、これが撤去されない限り向こうから入れないので、当初の計画通り写真手前の道路から入るようにして駐車されるかと思っております。完了時点ではこの正面から入るような駐車場になるのかなと思っております。

- 7 番 今道路が見えますが、手前側は□□の敷地です。
□□が借りているのか買っているのかわかりませんが、この図面で言ったら、●●さんの宅地になっていますが、この土地は●●が借りているところになります。●●のところは水路があって、道路があって、すぐ田です。
- 議 長 ここへは道路からすぐ田へ入れる。
- 7 番 入れます。ほとんど高低差がないですから。
- 議 長 今のところはここから入るしかないわけですね。
- 7 番 今写真に出ているのは、あそこから入る。
右側の角。そこに電柱が立っているんですが、入るところがないので、どこになるのかと聞いたら、土建屋さんは左側の一番向こうから入るんだと。先ほど説明しましたが、耕作者は●●さん、この方は春木の方です。今の地権者は、●●ストアの奥さんですから、農地の立地状況が分かっておられない。地権者さんは●●さんがずっと耕作されているので、わからないということです。
結局は、手前側のところで作ってほしいと、話をしたところですよ。
- 議 長 はい。わかりました。
- 5 番 今の角のところから入られる場合、追認で申請をされると、どのように通って入られるという感じですか？
- 7 番 道路から直接、もう段差ほとんどないですから、トラクターやコンバインは合間無しで入れる状態です。
ここは左側でいけば、ちょっと高さが出るので、スロープをつけないといけないかもしれません。
- 職務代理 フラットになっているとしたら、田の水管理は大丈夫かなと。
- 7 番 水の管理は、この田の左側の角、道路側に水路があります。
現状で言ったら、白い車の所と赤い柵の間が、向こうの田へ入る水路があります。ここは工事で残しているだろうと思いますが、水路までは今回出ているので、見に行くかと思えます。
図面上で見ていけば、矢印の水入りがあそこに行くようになった時、水がいらぬ時に、水が逃げるかなと思いました。
水の逃げ道が道路の方へ逃げることはできないと思えます。
- 議 長 事務局は水路の確認はしてくださいね。
- 事務局 はい。確認をします。
- 議 長 他にも質問ありますでしょうか。
それでは、質疑を打ち切って採決いたします。
申請のとおり許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。
- 委 員 (挙手全員)

- 議 長 挙手全員です。
従って申請の通り許可することに決定いたしました。
番号10番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 11 番 3月8日に、●●推進委員と現地確認を行いました。
後に関係者の方に電話で確認を行いました。
事務局の説明とおりですが、管理はしてきたということです。実際は親戚の方が管理をされていたようでございます。
この度、母屋など全部を買うという話になっただけなのですが、今の倉庫のところが畑になっているということがわかり売買ができないので今回の申請に至ったようでございます。結構以前からこのような状態だったと記憶している。
周辺の農地にも別に問題はないと思いますのでご審議の方よろしくお願ひいたします。
- 議 長 はい。ありがとうございます
それでは番号10番について質疑に入ります
ご質問ご意見をお願いいたします
ございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします
申請の通り、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします
- 委 員 (挙手全員)
- 議 長 挙手全員です。
従って申請の通り許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請の承認について

- 議 長 農地法第5条の規定により、別紙のとおり申請があったので意見を求める。令和8年3月19日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡 道範。
番号11番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案説明)
- 議 長 担当委員より補足説明をお願いします。
- 3 番 昨日、13番委員、●●推進委員、私と3人で現地調査をしました。
その後、役場に行きまして昨日の写真をアップしていただいております。
今朝、私がここに来る前にどの程度済んだかということを確認してきましたけれども、この状態よりもさらに進んでいてほぼ更地に近いという状況でありました。
この案件に見たような事案が昨年●●地区で庭木と小さな小屋が立っているのが無断転用ではないかということで更地にすべきかどうかという議論をしたことがあったと思いますけれども、やはり更地に近い状況でないとい体的な申請はできないと

ということがありましたので、事務局の説明の通り事前に私の方にも電話いただきましたので、顛末書を、着工が遅れるのであれば工程表を出して担保にすべきということと、行政書士の方に今後一部に無断転用の状況がある場合は事務局に事前協議をするようにということで注意をしておいてくれることでそういう流れになってきたということです。

現地立って見ないと申請書類の中では無断転用が一部あるということが全くわからない。現地に行って初めて照合してみても分かるという状況でありました。

あとは土地の由来ですけども、今の家が建っているところは、令和元年に相続をして譲受人が取得をしたというのが土地の履歴であります。

今後の造成は盛土約30センチということで用水は地下水、下水は公共下水ということが申請書の方に載っておりました。

25ページの図面11-2現況地番図をご覧くださいますと、周辺の隣接する農地はすべて譲渡人の所有で、周辺の他者の農地等には何らの支障がないということを見て取れると思います。

新築住宅の計画面積も妥当でありますので申請通り許可相当であると思います。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。
それでは番号11番について質疑で入ります
ご質問ご意見をお願いいたします

職務代理

今重機が入っている場所は現況地番図のどこですか。

事務局

実家の手前にスペースがありますので、3739-3(宅地)に停車している状態かと思われます。

職務代理

宅地の区画内に重機が止まっている状態ですか。

事務局

はい。
重機のキャタピラーがアスファルト舗装ぐらいの3739-1にかかってしまっているのかなど。
今残っているのは、アスファルト舗装のところが残っている状態。
石垣は、全部取り払った状態です。

職務代理

3739-3(宅地)のところに、重機が入っている。

事務局

この撮影画面に写っている舗装路は、3739-1内に入っています。

3番

昨年度の協議の中で更地に近い状況でないと別件で申請してもらえないのか、どうすれば申請者は二重負担にならないのか、行政書士にも土地家屋調査士にもいろいろな議論をした記憶があるかと思います。申請段階で既に問題があったのですが、今の状況は3、4日前から原状復旧に向けて着工しているということで、ほぼ更地になっていけば去年の議論を踏まえて許可の可否を考えれば良い状態だと思います。先ほど言いましたように、今回は行政書士の現地の確認不足のままで申請されているように見受けられましたので、今後は行政書士にもちゃんと現地確認と図面との照合をして、どうすべきかを事務局へ事前に相談してくださいと伝えていただいております。

- 議 長 皆さん質疑はありませんか。
- 5 番 建物の配置図ですが、舗装路は撤去せずに用する前提で作成されているということですか。
- 3 番 撤去して、公図の区画通りきっちり Aさんと Bさんで分けられて、しかもその解体費用は、それぞれの土地の購入者が個別で支払うようにしていると聞いている。道路側の石積みも立派な石だったのに撤去するのかと工事関係者と話をしたのですが、きれいに更地にして譲渡人の実家も解体した上で Aさんと Bさん双方が自分の気に入った家を新築するという契約になっていると。今回の申請の部分は6月中旬より新築工事に入るといいう工程になっているということでした。
- 6 番 住宅面積との整合性が特に大事です。必要面積とか、全部を転用されるにあたって、家の敷地面積とのバランスというか、これ全部転用をしても問題はないということでしょうか。
- 事務局 農地法の要項について申し上げますと、一般住宅の家は500㎡以内、農家住宅の場合は1,000㎡以内という要件がございまして、平面図上の計画で申請面積は419㎡ということで、一般住宅の転用目的の面積要件としては問題ないという扱いになっております。
- 3 番 追加資料を出す中で、設計事務所は株式会社●●設計事務所ということですか。問題なしという判断をしております。
- 議 長 他にご意見ありますか。
- 議 長 事務局の方に聞きますが、書類は全部揃っているのでしょうか。
- 事務局 先ほどの言う気が申しましたように融資証明書はまだ届いておりませんので本来なら申請がされたときに全て整えた状態でなければならないものがまだ届いていないという状態ではあります。今後のことを思って皆さんには私の話を聞いていただきたいんですが、今回のこの案件について本来ならば農地法的に言うと4条に立ち返って判断すべき案件です。農地法的には違反転用があった場合、本来は原状回復ということしかありません。ただ裁判所の判例をもって、追認ということが認められて行われている状態ですので、本来なら4条です。ただ今回の場合、違反転用部分を含めて全面解体されるという前提があり、どのタイミングでというところで検討した結果、工事の計画表を提出するようというところで確認を進めているところでございます。事務局、会長及び担当委員の方も現地の確認は今朝まで行っております。この場で即日許可については、いささかどうなのか、今後同じような場合に案件があった時に前回はどうだったと、残ってしまうのではないかと懸念も事務局にはあります。代替案としては、もう一度事務局が現地の確認に行き、どこまで解体が進んでいるのかということとか、融資証明書が提出されたらその融資証明書の日付をもって許可書の発行をするということも代替案としては出させていただきたいとは思っております。

いろんな調査・協議を繰り返しまして、このような形でご審議をお願いする結果となっております。

- 3 番 審議までには原状回復に近い形で更地とするよう業者にしていたが、撤去を3、4日前から着工しているということで業者も協力的ではあるし、現場が変わってきて写真の状況になってきている。
許可日に現場の状況が変わった状況を見定めて、許可せざるを得ないかなというのを、事務局と協議をしてきた経過はあります。
これは昨日の写真ですけど、私が見た時はこれよりもさらに進んでいる状態です。

議 長 私が見た時はまだ左側の方に大きな岩が取り除いていなかった。

事務局 事務局としてもあいまいな状況で済ませるべきではないと考えておりますので、再度、現地調査をした上で、現場責任者や監督者に対して許可日の設定をどうするかを説明し調整させていただくということで問題ないかと思えます。
事務局の立ち会いをご了承いただければ、一旦許可相当とした上で明確な根拠資料の提出あるいは融資証明を提示し、是正されたことが確認できた時点で、許可交付ということで対応させていただければと思っております。

議 長 今事務局から説明があったのですが、今日の時点では許可相当ということで、事務局で立会し、融資証明書を揃った時点で許可証の交付というようなことで皆さんどうでしょうか。了解いただけますか。
それでは番号11番について、許可相当ということで承認いただける方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手全員)

議 長 挙手全員です。
決定いたしました。
番号12番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議 長 担当委員より補足説明をお願いします。

- 9 番 現地確認につきましては3月13日、●●推進委員とともに現地確認をさせていただきました。
申請代理人の行政書士●●さんにも状況確認をさせていただいて先ほどの3条案件の案件6番との交換の申請地でございます。
ずいぶん昔から借りられているという状況ですけど、昨年農地パトロールでも私が見落とししたような感じです。
先ほど説明があった通り、資材置き場として使用されております。
手前の農地にも全然影響がないような形でございます。
許可相当ではないかと考えますのでご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 はい。ありがとうございます。
それでは番号12番について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願い致します。

ございませんか。
はい。それでは質疑を打ち切って採決をします。
申請の通り、許可してもよいと思われる方は挙手をお願いいたします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
従って申請の通り許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積等促進計画について

議長 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画について、意見聴取があったので、意見を求める。令和8年3月19日提出 北広島町農業委員会 会長 下岡道範。
事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

議長 はい。ありがとうございます。
それでは議案第4号について質疑で入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。

9番 10番とか11番の賃借料が16kgとか206kgとかありますが、どういう計算で出るのですか。

事務局 標準システムの賃貸面積に対して算出されており、農地中間管理機構側で反映されたものが、全体面積のうちの物納という形で記載されております。
賃借人からも「中間管理機構を通さない頃は預けた田に対して2俵渡すというやり取りだった。中間管理機構を通したら、契約書の控えに計算された物納の数量が記載されていた。控えのとおり渡さなければいけないのか。」というご相談をいただいているところです。
中間管理機構側が米を借主から預り計量して渡すことはないことをお伝えすると共に、賃借人と賃貸人の間で当初から2俵という約束をされているのであれば、それを確認していただいた上で、実際の物納は当初の取り決め通り行っても問題ない旨を説明し、理解を得ている状況でございます。

議長 他にございませんか。
それでは質疑を打ち切って、採決いたします。
申請のとおり決定してもよいと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
従って意見なしと決定いたしました。

履行延期承認申請について

事務局 履行延期承認申請が事務局の方でございまして、こちらの承認をいただければこのように挙げさせていただいております。

事務局 (議案説明)

議長 はい。ありがとうございます。
それでは履行延期承認申請について質疑に入ります。
ご質問ご意見をお願いいたします。
ございませんか。
それでは質疑を打ち切って採決いたします。
履行延期承認申請について申請の通り決定しても良いと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (挙手全員)

議長 挙手全員です。
従って申請のとおり承認することに受けていたします。

議事終了